

水道・下水道使用料金の改定について

令和元年10月使用分より、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、水道・下水道使用料金が以下のとおり変更となります。皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金(1か月あたり)

区 分	基本料金(1か月あたり)		超過料金 (1㎡につき)
	基本水量	料 金	
上水道	10㎡まで	2,037円	213円
上水道(旧香北簡易水道・中谷簡易水道)	10㎡まで	2,444円	244円

下水道使用料(1か月あたり)

※継続利用による経過措置があります。

区 分	基本料金		料 金	
	単 位	金 額	区 分	金 額
生 活 世 帯	1世帯	1,650円	世 帯 員	1人あたり 550円
生活世帯以外	10㎡まで	1,650円	超過料金	1㎡あたり 176円

※継続利用による経過措置があります。

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 電話(0868)54-0001

し尿汲み取り料金の改正のお知らせ

令和元年10月1日より、消費税法及び地方消費税法の改正に伴い、し尿汲み取り料金に変更になります。皆様には負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
改正内容は以下のとおりです。

区 域	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から
鏡 野地域	90ℓまで961円	90ℓまで979円
	90ℓを超えるとときは45ℓごとに475円の加算	90ℓを超えるとときは45ℓごとに484円の加算
奥 津地域	90ℓまで1,267円	90ℓまで1,290円
	90ℓを超えるとときは45ℓごとに633円の加算	90ℓを超えるとときは45ℓごとに646円の加算
上齋原地域	90ℓまで1,443円	90ℓまで1,470円
	90ℓを超えるとときは45ℓごとに721円の加算	90ℓを超えるとときは45ℓごとに735円の加算
富 地 域	100ℓまで1,080円	100ℓまで1,100円
	100ℓを超えるとときは20ℓごとに216円の加算	100ℓを超えるとときは20ℓごとに220円の加算

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 環境係 担当：築山 電話(0868)54-2780

サルの群れが 出没しています

最近、鏡野町の各地でサルの群れが目撃されています。サルの被害を抑えるために次のことに注意してください。

- ①人の姿を見て逃げ場合は、大きな声、音を出して追い払ってください。
※被害を深刻化させないために、人間は怖い存在だとサルに教えることが重要です。
- ②人を見ても逃げずに威嚇してくる場合は、決して刺激せず、ゆっくりとその場を離れてください。
- ③絶対にサルにエサを与えないでください。
残飯や生ゴミもエサとなるため注意してください。味を覚えると、その地域に居ついてしまうこともあるので注意が必要です。

お問い合わせ先

鏡野町産業観光課 担当：山崎・佐古
電話(0868)54-2987 FAX(0868)54-3662